

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 子育て支援塾 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 栃木県さくら市 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、胎児、乳幼児及び児童その保護者並びに高齢者を含むすべての生涯学習を必要とする人々に対して、主に遊びを通じた親子参加型による子育て支援サービスを提供すると共に、乳幼児期の遊びを応用した高齢者の認知症予防活動などの事業を行い、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指した地域連携と、福祉活動全般の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 親子参加型子育て支援全般に関する事業
 - ② 図書・玩具等の貸出し、物品販売事業
 - ③ 施設管理及び運営受託及び請負事業
 - ④ 福祉に係わる社会実験事業
 - ⑤ その他、当会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。尚、総会の議決以外に、理事会の決議やその他の機関の議決であっても、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。尚、職名は理事長のほか代表理事、副理事長のほか副代表理事の名称も使用することができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会又は臨時総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するためこの法人に事務局を設け必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその大幅な変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は、電磁的記録（法規則第 2 条）による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は、電磁的方法による表決をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合若しくは、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は、電磁的記録（法規則第2条）による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は、電磁的記録方法をもって、少なくとも5日前までに召集通知をしなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は、電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

但し、100万円未満の予算の追加又は更正の場合には、総会に諮る必要は無く、臨時理事会による判断にて決裁が出来るものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に社員総数の2分の1以上が出席し、正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属すべき者は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の出入口付近の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページ内にて掲載を行う。

なお、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、法人の主たる事務所出入口付近の掲示場に掲示すると共に、栃木県内において発行する新聞社に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	平野 洋一
理事	砂岡ゆうこ
理事	荒川 明美
監事	福田 雅章

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 6 年度の「通常総会時まで」とする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

7 正会員は、法人の目的に賛同し、活動に参加可能な方であり、総会での議決権を有する。

賛助会員は、法人の目的に賛同し、活動に支援可能な方とする。

学生会員は年齢に制限は設けず、入会時及び年会費更新時に学生証等で在学を確認する。

1	正会員	個人	入会金	0円	年会費	6,000円
2		団体	入会金	0円	年会費	10,000円
3	賛助会員	個人	入会金	0円	年会費	3,000円(1口あたり)
4		団体	入会金	0円	年会費	10,000円(1口あたり)
5	学生会員	個人	入会金	0円	年会費	0円

7 会員の募集及び応募の時期において、12ヶ月に満たない場合は、毎年3月31日を締日とし、月単位での初年度年会費とする。

ただし、各会員の退会時における残月会費清算は行わない。

附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証のあった、令和5年 月 日から施行する。

令和5年度 事業計画書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

特定非営利活動法人 子育て支援塾

1 事業実施の方針

設立初年度に構築した子育て支援の方向性を継続し、地域の子育てに関する『頼れる第三の居場所』を主たる事業とし、古民家を中心拠点に発信していく。

① 親子参加型子育て支援全般に関する事業

(1) さくら市子どもの居場所事業

『遊ぶ三昧 食べる三昧』:親子参加型で行う子育てに関連する情報提供および各種イベントの開催、地域社会と共に誰一人取り残さない子育て環境の支援、並びに啓発活動を展開する。

(2) 里親のレスパイト受け入れ事業

里親宅で生活する里子を短期間の宿泊を伴う預かり(レスパイトケア)を、児童養護施設を運営する社会福祉法人と連携を取りながら安心して利用してもらえるようにする。

(3) 子どもクッキング食堂事業

栽培から収穫・調理まで一貫した食育を通じて営む子どもクッキング食堂を運営する。

(にんべんだしアンバサダー監修)

(4) 子ども達の第三の居場所事業

学校でも家庭でもない、安心できる子どもの第三の居場所を提供・運営する。

(5) 妊活支援事業(体操・食事)

子どもが欲しいと思った時からの子育て支援を行う。

(6) 里親推進事業

② 図書・玩具等の貸出し、物品販売事業

イベント開催時に併設し実施する。

③ 成人を対象とした遊りハプログラム提供の事業

⑤ 片付け・清掃・運搬等に伴う環境整備事業

同上 2 件の事業は、任意団体「みつばちプロジェクト」にて引き続き実施するため、本法人の事業とはすみ分けする。

④ 施設の管理及び運営受託及び請負事業

宿泊施設としてサービスの提供が可能となるよう、トイレ・入浴・調理環境などの水廻りの改修を最優先とした古民家の改修工事を行う。(クラウドファンディングにて資金調達予定)

産業廃棄物処分含む環境整備活動を行う。

⑥ 福祉に係る社会実験事業

暖房費の高騰、高齢で山林を所有する方々の管理、そして若者の就職支援。これらの地域課題を解決できる仕組みを作る社会実験を試みるため、間伐材など資源を活用し薪ストーブの原料を調達・薪割り加工を行い、本法人の燃料確保と、雇用の創出につながるのかを仮説検証する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
1 親子参加型子育て支援全般に関する事業	① Web サイト更新	通年	事務所	スタッフ 2名	全参加者	60
	② ドキュメンタリーブランディング	4回	Web上			20
	③ イベント案内パンフレット作成・配布	通年	事務所			20
	④ さくら市子どもの居場所事業(旧:年間イベントの企画運営)	年12回	事務所	スタッフ 6名	全参加者	460
	⑤ 里親のレスパイト受け入れ事業	通年	事務所	スタッフ 数名	申込み者	18
	⑥ 子どもクッキング食堂の運営事業(栽培・収穫・調理・提供)		事務所	スタッフ 数名	事務所 全参加者	200
	⑦ 子ども達の第三の居場所事業		事務所	スタッフ 数名	申込者	200
	⑧ 妊活支援事業(体操・食事)		Web上 事務所 及び出先	スタッフ 数名	事務所 全参加者	50
	⑨ 里親推進事業		事務所	スタッフ 数名	事務所 全参加者	100
2 図書・玩具等の貸出し、物品販売事業	① イベント開催時に併設	年12回	事務所			
3 成人を対象とした遊りプログラム提供の事業	1 みつばちプロジェクトへ事業すみ分け					
4 施設の管理及び運営受託及び請負事業	① 古民家改修、産業廃棄物処分含む環境整備活動	通年	事務所	スタッフ 数名	全参加者	3,000
5 片付け・清掃・運搬等に伴う環境整備事業	① みつばちプロジェクトへ事業すみ分け					
⑥ 福祉に係る社会実験事業	1 機械調達・メンテナンス 2 薪割り・農ビハウス乾燥	通年	事務所 及び出張所	スタッフ 数名	事務所 全参加者	200
合計						4,328

令和6年度 事業計画書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人 子育て支援塾

1 事業実施の方針

設立初年度に構築した子育て支援の方向性を継続し、地域の子育てに関する『頼れる第三の居場所』を主たる事業とし、古民家を中心拠点に発信していく。

① 親子参加型子育て支援全般に関する事業

(1) さくら市子どもの居場所事業

『遊ぶ三昧 食べる三昧』:親子参加型で行う子育てに関連する情報提供および各種イベントの開催、地域社会と共に誰一人取り残さない子育て環境の支援、並びに啓発活動を展開する。

(2) 里親のレスパイト受け入れ事業

里親宅で生活する里子を短期間の宿泊を伴う預かり(レスパイトケア)を、児童養護施設を運営する社会福祉法人と連携を取りながら安心して利用してもらえるようにする。

(3) 子どもクッキング食堂事業

栽培から収穫・調理まで一貫した食育を通じて営む子どもクッキング食堂を運営する。

(にんべんだしアンバサダー監修)

(4) 子ども達の第三の居場所事業

学校でも家庭でもない、安心できる子どもの第三の居場所を提供・運営する。

(5) 妊活支援事業(体操・食事)

子どもが欲しいと思った時からの子育て支援を行う。

(6) 里親推進事業

② 図書・玩具等の貸出し、物品販売事業

イベント開催時に併設し実施する。

③ 施設の管理及び運営受託及び請負事業

施設のより快適なサービスの提供が可能となるよう、天井カセット型のエアコン2台の設置工事を行う。(クラウドファンディングにて資金調達予定)

④ 福祉に係る社会実験事業

暖房費の高騰、高齢で山林を所有する方々の管理、そして若者の就職支援。これらの地域課題を解決できる仕組みを作る社会実験を試みるため、間伐材など資源を活用し薪ストーブの原料を調達・薪割り加工を行い、本法人の燃料確保と、雇用の創出につながるのかを仮説検証する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
1 親子参加型子育て支援全般に関する事業	① Web サイト更新	通年	事務所	スタッフ 2名	全参加者	60
	② ドキュメンタリー・ブランディング	4回	Web上			20
	③ イベント案内パンフレット作成・配布	通年	事務所			20
	④ さくら市子どもの居場所事業(旧:年間イベントの企画運営)	年12回	事務所	スタッフ 6名	全参加者	460
	⑤ 里親のレスパイト受け入れ事業	通年	事務所	スタッフ 数名	申込み者	18
	⑥ 子どもクッキング食堂の運営事業(栽培・収穫・調理・提供)		事務所	スタッフ 数名	事務所 全参加者	200
	⑦ 子ども達の第三の居場所事業		事務所	スタッフ 数名	申込者	200
	⑧ 妊活支援事業(体操・食事)		Web上 事務所 及び出 先	スタッフ 数名	事務所 全参加者	50
	⑨ 里親推進事業		事務所	スタッフ 数名	事務所 全参加者	100
2 図書・玩具等の貸出し、物品販売事業	① イベント開催時に併設	年12回	事務所			
3 施設の管理及び運営受託及び請負事業	① 古民家改修(空調工事)	通年	事務所	スタッフ 数名	全参加者	1,000
④ 福祉に係る社会実験事業	1 機械調達・メンテナンス 2 薪割り・農ビハウス乾燥	通年	事務所 及び出 張所	スタッフ 数名	事務所 全参加者	200
合計						2,328

《活動予算書》

令和5年度 活動予算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

特定非営利活動法人 子育て支援塾
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費 個人	10,000	
正会員受取会費 団体	30,000	
賛助会員受取会費 個人	10,000	
賛助会員受取会費 団体	50,000	
学生会員	0	100,000
2 受取寄附金		
受取寄附金 一般	0	
クラウドファンディング(1~2回)	3,000,000	3,000,000
3 受取交付金・補助・助成金等		
赤い羽根とちぎ地域福祉活動活性化特別助成金	300,000	
赤い羽根おうえんプロジェクト助成金	320,000	620,000
4 事業収益		
① 親子参加型子育て支援全般に関する事業収益	1,160,000	
② 図書・玩具等の貸出し、物品販売事業収益	0	
③ 施設の管理及び運営受託及び請負事業収益	0	
④ 福祉に係る社会実験事業収益	200,000	
⑤ その他、当会の目的を達成するために必要な事業収益	0	1,360,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		5,080,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
賞与	0	
法定福利費(総支給×15%)	0	
退職給付費用(総支給×5%)	0	
福利厚生費(法定福利×20%)	0	
ボランティア評価費用	150,000	150,000
(2)その他経費		
イベント費用(売上原価:原材料仕入)	250,000	
旅費交通費	150,000	
会議費	10,000	
通信費	6,000	
保険料	6,720	
支払手数料	2,780	
雑費	24,500	450,000
事業費計		600,000
2 管理費		

(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	1,500,000		
法定福利費(総支給×15%)	225,000		
退職給付費用(総支給×5%)	75,000		
福利厚生費(法定福利×20%)	300,000	2,100,000	
(2)その他経費			
業務委託費	200,000		
外注費	289,000		
会議費	48,000		
交際費	132,000		
旅費交通費	280,000		
車両費	75,000		
荷造運賃	2,000		
通信費	60,000		
水道光熱費	40,000		
消耗品費	272,000		
保険料	31,280		
租税公課	20,000		
研修費	30,000		
支払手数料	15,000		
支払利息	105,380		
雑費	28,340	1,628,000	
管理費計			3,728,000
経常費用計			4,328,000
当期経常増減額			752,000
当期正味財産増減額			752,000
前期正味財産額			-1,653,461
次期繰越正味財産額			-901,461

《活動予算書》

令和6年度 活動予算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人 子育て支援塾
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費 個人	10,000	
正会員受取会費 団体	30,000	
賛助会員受取会費 個人	10,000	
賛助会員受取会費 団体	50,000	
学生会員	0	100,000
2 受取寄附金		
受取寄附金 一般	0	
クラウドファンディング(1~2回)	未定	0
3 受取交付金・補助・助成金等		
第三の居場所関連 助成金など	750,000	
赤い羽根おうえんプロジェクト助成金	500,000	1,250,000
4 事業収益		
① 親子参加型子育て支援全般に関する事業収益	1,280,000	
② 図書・玩具等の貸出し、物品販売事業収益	10,000	
③ 施設の管理及び運営受託及び請負事業収益	0	
④ 福祉に係る社会実験事業収益	590,000	
⑤ その他、当会の目的を達成するために必要な事業収益	0	1,880,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		3,230,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	0	
賞与	0	
法定福利費(総支給×15%)	0	
退職給付費用(総支給×5%)	0	
福利厚生費(法定福利×20%)	0	
ボランティア評価費用	150,000	150,000
(2)その他経費		
イベント費用(売上原価:原材料仕入)	220,000	
旅費交通費	100,000	
会議費	50,000	
通信費	6,000	
保険料	6,720	
支払手数料	5,000	
雑費	12,280	400,000
事業費計		550,000
2 管理費		

(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	750,000		
法定福利費(総支給×15%)	112,500		
退職給付費用(総支給×5%)	37,500		
福利厚生費(法定福利×20%)	150,000	1,050,000	
(2)その他経費			
業務委託費	0		
外注費	0		
会議費	48,000		
交際費	52,000		
旅費交通費	150,000		
車両費	75,000		
荷造運賃	2,000		
通信費	60,000		
水道光熱費	40,000		
消耗品費	80,000		
保険料	31,280		
租税公課	20,000		
研修費	30,000		
支払手数料	15,000		
支払利息	105,380		
雑費	19,879	728,539	
管理費計			1,778,539
経常費用計			2,328,539
当期経常増減額			901,461
当期正味財産増減額			901,461
前期正味財産額			-901,461
次期繰越正味財産額			0